

会議録

会議の名称	平成 23 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 24 年 1 月 24 日（火曜日）19 時 00 分から 21 時 15 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：平山（福）委員、中本委員、平山（喜）委員、村田委員、石田委員、新倉委員、清水委員、土方委員、尾林委員、澤田委員、石岡委員 欠席委員：宮澤委員、指田委員、田中委員、吉岡委員 事務局：市民部長 下田、保険年金課長 冥賀、国保給付係長 貫井、国保加入係長 新井、国保加入係主査 昆野
議題	1 平成 24 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 保険料等必要額について 資料 2 医療分・後期高齢者支援金分保険料 試算比較表 医療分・後期高齢者支援金分保険料試算表 (医) A+ (後) A から (医) C+ (後) B 資料 3 介護納付金分保険料 試算比較表 試算介護 A から試算介護 C 資料 4 国保加入世帯分布状況 資料 5 介護分世帯分布状況 (40 歳～65 歳未満)
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1.開会</p> <p>○清水会長： ただいまより、第 3 回国民健康保険運営協議会を開会いたします。 本日の会議の定足数は達していることを御報告いたします。また、宮澤委員、指田委員、田中委員、吉岡委員からは、事前に御欠席の御連絡をちょうだいしておりますので御了承願いたいと思います。</p> <p>2.会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長： まず、会議録署名委員を御指名させていただこうと思いますが、村田委員と石田委員にお願いしたいと思います。 傍聴希望の方いらっしゃいますか。</p>	

○事務局：

はい、いらっしゃいます。

○清水会長：

入っていただいてよろしいでしょうか。ではお願いいたします。

傍聴者入室

### 3.議題

#### (1) 平成 24 年度 国民健康保険料の見直し

○清水会長：

それでは、これから議題に入りたいと思います。「平成 24 年度国民健康保険料の見直し」について審議したいと思います。

事前に資料をお配りしていただきました。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：

(配布資料の確認・資料説明)

○清水会長：

御質問がありましたらどうぞ。

○石田委員：

資料 1 の平成 24 年度不足分とあります。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、これの不足分は前年度よりかなり増えるという根拠としてはどういうことが考えられますか。それから、前年度から比べてこれはどのくらい増えつつあるのかわかりますか。

○事務局：

24 年度の国民健康保険の収支バランスの中で、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、24 年度の医療費の伸び等を勘案して、その中で歳出、それに伴う歳入見込みを御報告しております。1 人当たりの医療費、23 年度現在の見込み伸び率が 1 人当たり 4.03 パーセント伸びている状況がございますので、それをもとに 24 年度を作成しております。それに対する国・都等の負担金、補助金、交付金を算定し、その中で、先ほど資料 1 で示しているように不足額として現行料率の中で保険料を算定しますと、この 3 区分を合わせて 28 億 1,405 万 1,000 円が見込まれているところです。隣の欄の 23 年度繰入見込額についても、不足分に対応した繰り入れを行うという考えのもとで、こちらは当初予算で 20 億 1 万 6,000 円の繰り入れを行う見込みの中で推計を行ってございます。このような形

で、23年度の収支バランスの中では総体で約20億円、繰り入れを行った中での収支バランスがとれている状況ではございましたが、平成24年度においてはさらに8億1,400万円ほど増額になる、不足額が増加するという状況が見込まれますので、このうちの2分の1を一般会計から繰入金を増額し、その不足分である2分の1に対応した保険料改定を行うことで賄うということで、この不足額の比較の中で申し上げれば、20億円に対して8億円、さらに増えるという見込みです。

○石田委員：

1人当たり4.03パーセント増加しているということで、前年度は何パーセントぐらいでしたか。

○事務局：

23年度の推計に当たりまして、その前の年もやはり4パーセントほど伸びてございました。

○石田委員：

毎年4パーセントというのは余り変わらないですか。

○事務局：

そうですね。

○石田委員：

ということは、毎年8億円ずつぐらいは伸びていると。

○事務局：

これは全体ですので、御本人が加入される医療分については上段のところになるのですが、個々の伸び率で見ていかないとなかなか比較は難しいと思いますが、23年度の決算見込みで見た場合、療養給付費に限りますと99億4,670万円ほどの見込額に対して102億5,348万円ほどを24年度見込むということですので、約3億600万円の増加を見込んでいます。ですから、総額的には約3パーセントぐらいなのですが、1人当たり直した場合は毎年4パーセントほどの伸びが見込まれている状況です。それに対して一般の方の加入者が今微減の状況ですので、24年度推計に当たっても人数的には若干加入者数を減らしている中での額としては3億600万円ほどの増加が見込まれている状況です。

それで、会長、申しわけございませんが、先ほど説明させていただいた中で、資料1の充当の考えの中で介護納付金分です。介護納付金の設定について一般会計から全く入れない形を想定するのか。試算Bでは50パーセントの公費部分に満たない部分を一般会計で補い、50パーセントの公費部分を確保し、保険料を50パーセントに見合う料率設定にする

のかということで、あと試算 B については資料 1 でお示しした介護納付金分についても、医療と後期と同じように、増加する不足額プラス 23 年度の繰入見込額を合わせた額で試算させていただいたのが試算 C になりますが、まずそこを確認いただければと思いますが、よろしいですか。

○清水会長：

公費とフィフティ・フィフティにするというのが筋と私はとったのだけど。

○事務局：

従来の考え方でございましたけれども、ただ、試算表も見ていただきまして、その今回の改定状況を加味した中で見ていただくと若干、応益割合のバランスも現行料率ですと 56.5 パーセントということで、応益部分にかかっている割合が高い状況がございます。この改善とあわせて料率改定を検討いただきたいのですが、資料 3 の改定の影響額を見比べていただいてもわかりますように、全く入れないとなれば、1 億 3,700 万円の増額が必要になりまして、試算 B では 8,372 万 2,000 円、試算 C では 3,443 万 8,000 円ということで増額部分が見込まれますので、試算 C が改定率に直すと一番低い案という形になっている状況です。

○清水会長：

医療は何、介護納付金はこれと思いながら表を見ていたのですが、いかがですか。

○中本委員：

私もそう思います。医療分も高齢者支援もふえる見込みですから、少なくとも介護納付金は C が私はいいと思います。

○清水会長：

介護納付金を先に決めるのか、医療費と組み合わせて、これとこれが約 4 億円に近い部分とか。

○事務局：

医療分と後期高齢者支援金分は全世帯、全加入者の方にかかる保険料になりますけれども、介護納付金につきましては、40 歳から 65 歳未満の方にかかる保険料ということで、そこが全世帯に影響になる部分と、40 歳から 65 歳未満の一部の方を対象にしているという点が違う点になります。

もう 1 つ、従来の公費に充てると。公費 50 パーセント、残り 50 パーセント保険料という考えを持ちますと試算 B になると思います。公費部分 50 パーセントを満たないものを一般会計から若干繰り入れを行い、残り部分を保険料でという考えになるかと思えます。仮

に試算 B を採用するとなると、試算 C との影響額の差というものが当然出ます。この差、約 5,000 万円あるのですけれども、8,372 万 2,000 円に対して 3,443 万 8,000 円ということで、約 5,000 万円の差がございます。この部分を埋めるのが一般会計からの繰入金に当たります。逆に試算 C ではなく試算 B を選択するとなると、差額の約 5,000 万円を、そうすると、今年度の考え方の中で一般会計が総額の中の不足額、増加部分の 2 分の 1 を、繰入額を増額するという考えで行いますので、そうなってくると、差額の 5,000 万円をほかの医療分なり後期高齢者支援金分の方に赤字補てんを回すという考えもできます。ただそのときに、40 歳から 65 歳未満の方に対する介護納付金の料率が B もしくは A または C のどちらを選択するかによって、その差額部分ですね。医療分、後期高齢者支援金分の試算設定については、介護分で申し上げます C を選択したという仮定の中で試算はさせていただいております。

○清水会長：

補足の説明をしていただきました。いかがでしょうか。

○平山（福）委員：

医療費の関係が約 10 パーセント値上げですよね。今年、消費税の値上げとかいろいろ言われている中で、10 パーセントはちょっときついな、半分ぐらいに圧縮できないかなとは思いつつ、今日は来たのですけれどもね。だから、先ほど石田委員からお話があった、支出を減らすか、あるいは介護の C を B にして、その分を医療に回して、医療の方を少し下げるか。10 パーセントは値上げ幅としては大きいのではないかという気がしています。

○清水会長：

とりあえずは介護納付金の試算表の中で A、B、C のどちらか。C をというのが何人かから意見が出ました。いかがでしょうか。介護納付金の C 案をもとにしたこちらの医療分の試算をしたということですよ。

○事務局：

はい。

○平山（喜）委員：

私も、介護納付金の資料 3 の試算でいけば、C が一番いいので、ほかのところは結構値上げしなくてはいけないところがありますので、少しでも均等割が減ってはいますが、所得割の方が多少ふえる、今までの料率よりはふえますが、ここの中では試算 C が適正ではないかと思います。介護納付金の分に関しては C がいいのではないかと思います。

○清水会長：

中本委員は C という御意見でしたね。

平山（福）委員は。介護納付金の試案については。

○平山（福）委員：

医療費の方に回してもらいたいのので B です。

○新倉委員：

ちょっと聞きたいのですが、介護の試算 B と試算 C と比べた場合、例えば医療と後期高齢者の A ということはないのだけど、B・B とか C・B という形になるのでしょうかけれども、そうした場合の影響というのは、全体で、グロスで考えて、例えば 6 万 8,100 円のところ、あるいは 300 万円のところあたりの影響はトータルで大体どのぐらいになるのですか。

○事務局：

試算 C ではなく仮に試算 B ならば、約 5,000 万円、介護に対する一般会計からの繰入額を減らすことができると。それを医療分なりに充当した場合、どのぐらいの影響、料率的にどうなるのかなという御質問かと思いますが、介護は 40 歳から 65 歳未満の人を対象ということです。したがって、全体数も医療、後期に比べて低くなるということです。その中で見たときに、介護の試算 B と C との料率なり均等割の金額なりのような形では出ないのですね。対象者が、加入者の方が当然多い世帯または人数になりまので、同様な料率の引き下げを行うことはできません。軽減の判定等もございますので、システムを回さないと簡単には申し上げられないのですけれども、簡単に本当に概算で出したということでお聞きいただければと思います。5,000 万円を仮に医療分に充てるという考えをした場合、均等割対象人数が 5 万 3,598 人です。この方に割り戻すという考えをすると約 930 円という状況になります。ただ、徴収率等々の計算をまたしなければいけないので、このような金額とはならないかと思いますが、そのぐらいの影響額にはなるのかなと思います。

○新倉委員：

後ほど、介護のほかに医療分と後期高齢者分が出てくると思うのですよ。それを考えた場合、今 B か C かということなのですが、確かに C という考え方が、数字を見るとすごくおいしい部分があるのですよね。でも、トータルで考えていくと、そんなに変わってこないのではないか。というのは、後ほどの組み合わせで見ていくと、先ほど言っていたような形で、個人医療費を 3 カ所チェックして行って、いろいろな組み合わせを見ていっても、そんなに差は出てこないのですよね。あと、全体として上限分と下限分は決まっているのではないですか。だから、幾ら高い数字が出て、上限はカットラインが出ているわけだから、それ以上ふえるわけではないのだから。だから一番影響のある、先ほども言っていたような 300 万円未満の世帯に影響が大きいわけでしょう。そうすると、介護保険の方は試算 B にしていただかないと負担が非常に大きくなるのではないかと私は考えますけれども。

○清水会長：

では、Bですね。

○石田委員：

試算 C ですと、安くて影響は少ないだろうけど、一般財源の繰り入れが入ってくるわけですから、とにかくこれは毎年どんどんどん増加する一方なので、健康保険料の増額はどんどんせざるを得ないと思うのです。ですから、ある程度一般財源化を少なくする方式でやらないと、どんどんどん一般財源が毎年繰り入れられていって、市の財政が破綻していくのではないかという危惧があるのです。ですから、なるべく繰り入れをなくす方向で、できる限りやりたい。ですから、Bの方がいいのではないかと思います。

○石岡委員：

基本的なことをもう一回聞いて申しわけないのですが、介護納付金というのは40歳から64歳の方が負担するということでしたか。そうなりますと、Bを考えると、1割以上の増額になるわけですので、一番多い、243万円ぐらいの所得の方でしたよね。そこが大きく影響ということであれば、ここは試算 Cの方である程度抑えていくべきだと私は思います。

○清水会長：

そうしますと。

○石岡委員：

Cです。

○澤田委員：

Bにしたときに医療分とか後期高齢者支援金分に振り分けるというのは果たしてオーソドックスな考え方なのかというのは個人的にはわかりかねます。大変窮屈な状況ですから、それぞれの賦課区分はそのまま反映するというのが何となくわかりやすいストーリーかなと思います。

○清水会長：

そうすると、CかBかと言ったら。

○澤田委員：

Cですかね。

○清水会長：

尾林委員はいかがですか。

○尾林委員：

難しい問題ですよね。払ってくれればいいですけどね。未納がどんどんどんどん。Cで安くなりますけれども、将来的にはそれこそ一般会計からの繰り入れがどんどんふえて破綻ということになりますよね。それからまた来年、再来年と、どの程度ふえていくかという問題もあると思うのですよ。難しいです。財政的なことを考えればBでしょうけれどもね。

○土方会長代行：

どちらにしても、医療分とか支援金分も、これでは上げざるを得なくなってくるような状況になると、介護納付分ぐらいはマイナス部分があってもいいのかなと。今回、ちょっと下がるということで、その部分でもいいのかなと思いますね。

○清水会長：

Cですか。

○土方会長代行：

はい。

○清水会長：

私も、40歳から64歳の人たちの負担ということと、40歳からという中間層ですよ。子育てもあるでしょうし。それから、50パーセント・50パーセントという線に近づくのだったらCがいいのかなと私は単純に考えたのですけれども、いかがでしょうか。

○村田委員：

もともと年齢制限のある負担をしているわけですから、その人たちの負担を減らす意味では試算Cをと思います。

○清水会長：

ということで、Cの方が若干多いのですが、40歳から64歳の人たちというようなことも私は考えたものですから、いかがでしょうか。試算Cでやらせていただいてもよろしいでしょうか。

○平山（喜）委員：

前回の資料で、26市ある中で介護納付金が高いのは、ほかの市と比べると西東京市が一番高い水準に来ているのですよね。それを考えた場合、小平も高いのですが、西東京市よ



りは少し安いと、そういうことを考えていくと、もうこれ以上、上げる方向に向けるのではなくて逆に少しぐらい下げて。一般的な市民からすると少し高過ぎる。平均をとったとしてもちょっと高いので、23区よりも高い。そういうことを考えると、再度言うようですけども、Cにしていなければなというのが私の意見です。

○清水会長：

支えてくださるという意味合いもあるみたいなので。確かに前回いただいた資料では、西東京市はトップになっているのですが、先ほど尾林委員もおっしゃったように、未納の人がふえるというのもまた困りますということの御意見もありましたけれども。いかがでしょうか。C案にさせていただいてよろしいですか。挙手をしていただきますか。どうでしょうか。

○事務局：

事務局も、この試算をしている中で、C案でいけるのかなという心づもりはございますので。

○清水会長：

という事務局からのお話もありましたので、ではC案で決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんか。医療分についてもまたいろいろ御質問があるかと思いませんけれども。

○中本委員：

国保の保険料率というのは未納者の分が上乘せされて、ある程度高目に保険料率というのは決められているのではないかと思うのですよ。いわゆる100パーセントではなくて、前年度のいわゆる未納率のことも加味して算定されているのでしょうか。

○事務局：

中本委員おっしゃられるように、料率設定の中で保険料の収納率については93パーセントを用いるということで行っています。7パーセントの未納部分も合わせた保険料率になるという中本委員のおっしゃるとおりですが、現状は、一般会計からさらに繰り入れを行った中での必要額ということで先ほどから御説明しておりますように、算出した額に対する保険料率の算定を今行っていますので、そういう意味合いからすると、これも考え方の1つなのですが、未納額部分を一般会計が支援しているという考えを持てば、純粋な保険料率の中には反映されていない料率になるのかなとは考えているところです。

○中本委員：

現在の未納率はどのくらいなのか。

○事務局：

現年度で申し上げますと、昨年が 88.2 パーセントの徴収率ということになります。ただ、その前の年から繰り越されている滞納分というのが、未納になったものが翌年度以降滞納として繰り越されます。それも徴収してございます。ですから、毎年繰り越した中で徴収を行った滞納分と 88.2 パーセントの現年の徴収額を合わせて、その年度の調定額で割り戻すと大体 93 パーセントを超える状況です。ですから、ほぼ 93 パーセントの設定に近い金額としては確保できているのかなとは考えています。

○清水会長：

それでは、資料 2、医療分と後期高齢者支援金分の試算比較表を見ながら検討していくようになると思うのですが、前回は、資産割はなくした方がいいのではないかという意見と、一気にしないで少しずつという御意見がありました。半分ずつにすると試算 B になりますよね。資料 1 の (2) の部分のところの額に合わせればいいですね。

○事務局：

そうです。補足させていただきますと、試算 A が基本ベースです。これに対して試算 B は、資産割を 5 パーセント引き下げたケース。試算 C は皆減ということで資産割をなくすということで試算をしています。

○清水会長：

所得の方に比重をかけるとなると試算 B、41.6 パーセントということになるわけですね。いかがでしょうか。大きい割合を、医療費にしても何にしても低いということがあったので、A は 38.9 パーセント、現在は 37.3 パーセント。だから応益割合をふやしたいというのだったら試算 B になってくるわけですけども。いかがでしょうか。

○平山（福）委員：

介護が決まって、後期がこれで例えば A か B か決まると、医療分という選択肢はない、これになってしまうという話になるのですか。

○清水会長：

いえ、そうじゃないですよ。

○平山（福）委員：

何か、後ろから攻めてきて、ここで例えば A か B、どちらか選択したら、残りの医療分はこれしかありませんよと、そういうことになるのですか。そうではないですか。

○新倉委員：

それはないです。資料 1 の (2) の一番下の計、40 億円ありますよね。これを認識していなければいけないから、だからあとの残りの分をどのように決めるかという話なのですけれども、例えば後期高齢者の試算 A、B にしても、どちらを選んでも大した金額ではないのですよ。

○事務局：

所得のある世帯の方に負担を今お願いしているバランスとして、所得のある方が 6 割負担し、受益部分のバランスからいうと、所得のない方でも 4 割部分は負担しましょうというバランスなのですが、総体の賦課の料率を掛けるときに、バランス的には 50 対 50 が基本ですよという国の割合もございますので、少しでも料率を改正する時期に、現行のバランスが悪いものですので、これを、医療並みに 40 パーセントを超えるぐらいに設定させていただければということで提案させていただいています。

○清水会長：

ということですが、いかがでしょうか。

○中本委員：

B でいいと思います。

○清水会長：

4 割に近づけるといところでおさめさせていただいてよろしいでしょうか。

ということで、皆さん、うなずいてくださいましたので、では後期支援金分は試算 B ということで御了承していただきました。

次回がいよいよ医療分について検討していただくのですね。次は答申するのですか。

○事務局：

料率の検討を次回していただいて、申しわけないのですが、次回で料率の確定をさせていただければありがたいです。それをもって条例化の手続を行いますので、それとあわせて 24 年度、新年度予算の作成も期限が迫ってくる状況なものですので、次回、料率確定をしていただきまして、答申についてはもう一回開催いただくような形になるかと思えます。答申書の作成をその次の回にお願いできればと考えております。

ほかにこういう案はないのかというものがあれば、現在の基礎データを回しながら軽減額等の算出をした中で料率を決めなければ設定が決まりませんので、その場で御意見をいただいて、それに見合う必要額が確保できるかというものがすぐできるものではありませんので、こういう形での試算も欲しいというものがあれば、今日いただければ、次回お示

ししたいと考えておりますけれども。基本的にこの案で、あと資産割の取り扱いをどうするかという形にされるか。

○石岡委員：

賦課限度額なのですが、今回 50 万円と設定されていますよね。それは決定なのですか。

○清水会長：

前回、皆さんの御意見で 50 万円と。

○石岡委員：

一応それで出すというお話でしたけれども、それで決まったのですか。

○清水会長：

その辺も含めて検討するということがいかがですか。とりあえずは、試算は下のところに書いてあるように 50 万円。支援金の方は 13 万円というふうにして試算を出していただいたのですが。

○事務局：

今の御提案は、試算の資料を、限度額を 50 万円で今つくっている。次の 23 年度法改正後の 51 万でやってみたらどうかという御提案でしょうか。

○石岡委員：

逆に 51 万円に上げた方がいいのではないですか。

○石岡委員：

47 万円から 50 万円に上げることについて、なぜ 50 万円なのか。51 万円まで上げるというのは理屈が立ちますけれども、その一歩手前の 50 万円というのはどういう理屈なのか、わからなかったのです。

○事務局：

前回、御提案いただいて、答申いただいて、議会にかけたのですが、議会の方で、ほかとのバランスの中で否決されたということで、また同じ 50 万円の案は委員会の考え方は変わらないのだというのをお示しする意味もございますよね。

○清水会長：

石岡さんの御意見だと 51 万円でもいいのではないかと御意見ですよ。

○石岡委員：

そうです。

○清水会長：

では、51 万円で出していただけますか。

○事務局：

医療分の引き上げを 50 万円で見ているところを 51 万円の、大体バランスとしては応益割合 40.5 を確保しながらのバランスの中で所得と均等で割り振らせていただくという形で、1 万円限度額を上げた試算表を次回お出しさせていただきます。

○石岡委員：

あと、後期高齢者支援金とか介護納付金の限度額も上げるということではあるのですか。

○事務局：

試算できます。

○石岡委員：

500 万円が 600 万円に、前回の資料では捻出できるのですよね。ここでその分、ある程度の財源確保をした方がいいのではないかと思っただけですけどね。

○村田委員：

余り急に上げますと、特定の人が余りにも不公平になるような気もするので、限度額もある程度考慮してあげていただきたいなという気がします。

○平山（喜）委員：

資料的にそろえてもらえるのだったらそろえてもらって。

○清水会長：

そうすると、今、皆さんに御検討いただいた支援金とか納付金、その辺も変わってきますよね。どうでしょうか。せっかく時間をかけて。

○平山（喜）委員：

50 万円で決まったと思っていたので、この資料をずっと見ていたのですが、今、石岡委員が言われたように 51 万円という数字でどのくらい対象が違ってくるのかということも見たいというのも多少ありますけれどもね。

○清水会長：

ではそのように。ということでよろしいでしょうか、石岡委員。

○石岡委員：

そんなにこだわっているわけではないです。決まったのかなと思って。

○清水会長：

ということで、次回は 31 日ですね。

○事務局：

そうです。

#### 4.閉会

○清水会長：

今日も時間が超過しましてすみません。それでは、閉会します。

午後 9 時 15 分 閉会